

2009.11.17

文書番号 熱建建第 号	目次番号			
決裁区分			区分	
取受	平成 · ·	保存年限	1 5 10 永	至急口 公印承認欄 重重要
起案	平成 21 · 11 · 18	類目	·	
決裁	平成 · ·	付記	·	
施行	平成 · ·		·	
完結	平成 · ·		·	
主管	建設部 建設課	先方の文書 付 号		
主合議	起案者			
あて先	発信者名			
標題	における、熱海市内の開発等について			
〔照会 回答 通知 依頼 報告 復命 締結 申請 制定 指令 決定 ()〕				
標題の件につきまして、11月17日(火)午後 内において下記内容の確認をしましたので報告します。				
建設課 まちづくり課				

熱海市

①赤井谷土採取について

平成19年4月に受理をしている土採取の届出については採取期限が切れ、無許可状態である。県からも指摘をかけているので、あらためて届出をしてほしいと伝える。

(これについては口頭と合わせ公文書にて通知)

工法については既に■氏と協議を進めているので、継続して協議を行い新たな(変更)届出については、11月30日までとした。(計算書の作成が間に合わないということがあるので、書式及び図面等については期日中に提出するよう伝えた。)

また、当初届出の面積については9,466m²となっているが、もう一度現在の現場を測量し対象地の面積を確認すること(10,000m²以上は県への届出となるため)、並びに防災上の措置をとるよう指導した。

②日金町の件について

道路際にガラや残材が置いてある、安全上や見た目にもよくないため撤去するよう伝える。

また隣接地■氏への対応も依頼。

この件については12月10日までに対応すると返答があった。

③伊豆山七尾の件

現在ガラ等が積んである場所について、保健所は仮置きの形で認めており、管理をしていることを現場に現してほしい。また、不法投棄がされているようなので立入禁止の対策等をとるよう伝えた。

これについては■氏が11月中に対応することとし、対策時に市も立会いすることとした。仮置きしているガラの処理及び今後の予定については、機材の調達が難しいこと、予算がないことから現状では難しいとのことです。

④上多賀駅裏の件

みかんの時期となるため、農道の復旧を最優先でお願いしたい。

この件については今月28日までに、車両通行可能な状態にすること。

先日の台風により宝泉寺の墓地や市道に流出した土砂について、今後も大雨があれば同じ様な状況が考えられるので対策をしてほしいと伝える。

この件については、まず24日か25日に地元■へ謝罪に出向き、その後対策としては考えている方法があるので実施する。ただし現状の水路については市で改良する等をしてほしいとのことであった。

以上のやりとりがありました。優先順序としては①上多賀②赤井谷③日金町④七尾で確認しました。

熱 建 建 第 571 号
平成 21 年 11 月 13 日

[REDACTED]
様

熱 海 市 長 齋 藤 栄

熱海市伊豆山字赤井谷における土の採取等について（通知）

平成 19 年 4 月 9 日付け熱建設第 208 号で受理した土の採取等について、下記事項を守られるよう通知します。

記

1. 指示事項

- ①工期及び工法等について変更の手続きを行うこと。
- ②附帯条件に記した、災害を防止するための必要な措置を取ること。
- ③土採取行為面積を確定すること。

2. 提出期限

平成 21 年 11 月 30 日

3. 提出先

熱海市建設部建設課

住所 〒413-8550 热海市中央町 1 番 1 号

電話 [REDACTED]

※ 指定日までに提出されない場合には、法的措置に移行せざるを得ませんので、念のため申し添えます。

熱観産第140号

平成21年11月13日

[REDACTED]
様

熱海市長 齋藤 栄

熱海市伊豆山字赤井谷 [REDACTED] 地内における森林法の規定による
伐採及び伐採後の造林届出書について

森林法第10条の8第1項の規定により平成21年7月20日付で提出された、伐採及び伐採後の造林届出書について、記載事項に不備があり、届出書受理通知書の発出ができません。つきましては、下記の指示事項について、伐採及び伐採後の造林届出書の補正を行うか、新たな伐採及び伐採後の造林届出書を提出してください。

記

1 指示事項

伐採及び伐採後の造林届出書に伐採の期間・伐採跡地の用途等、未記載部分を記載すること。

位置図(1/25,000)、森林計画図(1/5000・A3又はA4)を提出すること。

2 補正又は提出の期限

平成21年11月30日

3 その他

補正又は提出の期限までに指示事項を履行していただけない場合は、伐採及び伐採後の造林届出書を返戻します。

補正・提出先

熱海市観光経済部産業振興課（担当 [REDACTED]）

〒413-8550 热海市中央町1番1号

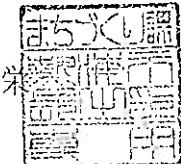
電話 [REDACTED]



熱建まち第 2114-20 号
平成 21 年 11 月 17 日



熱海市長 齋藤



宅地造成等規制法の報告書について（再送）

下記宅地造成に関する工事について、貴社が関与している事実の有無（ある場合はその具体的な内容）を書面にて回答願います。

記

1. 宅地造成に関する工事の概要

(1) 許可番号、年月日

平成 18 年 4 月 11 日付け熱建建第 1811-2 号（当初許可）

平成 19 年 7 月 24 日付け熱建建第 1912-4 号（最新許可）

(2) 宅地の所在及び地番

熱海市伊豆山字嶽ヶ [REDACTED] の各一部、[REDACTED]
[REDACTED] の各一部、[REDACTED]

(3) 宅地の面積

49,850.46 m²

(4) 許可を受けた者

2. 回答の期限

平成 21 年 11 月 27 日

3. 回答先

熱海市建設部まちづくり課（担当：[REDACTED]）

住所：〒413-8550 热海市中央町 1-1

電話：[REDACTED]

4. 平成 21 年 8 月 27 日付け熱建まち第 2114-9 号で文書発送しましたが回答していただけないため再度依頼するものです。

送 達 記 錄 書

平成 21 年 11 月 17 日 午前・午後 15 時 10 分

下記のとおり送達した。

(送達者) まちづくり課 [REDACTED]

送達を受け るべき者	住 所	送 達 の 方 法	交付送達	出会送達又は 差置送達した 場合の送達の 箇所又は場所
	氏 名		出会送達	
			差置送達	
書類の名称 通 数	1.静岡県土採取等規制条例指示書 文書番号熱建建第 571 号 (1 通) 2.森林法伐採届に対する補正指示書 文書番号熱観産第 140 号 (1 通) 3.宅地造成等規制法の報告依頼書 文書番号熱建まち第 2114-20 号 (1 通)	交付送達又は出会送達し た場合の受取人の署 (記) 名押印及び統柄等	[REDACTED]	(同行者) 建 設 課 まちづくり課
		受取人の署 (記) 名押印が ない場合及び差置送達し た場合の理由	[REDACTED]	
		備 考	[REDACTED]	